

2020年9月吉日

**証券集中保管機関規則第38条(5)に基づく証券集中保管機関の分別口座管理の選択のご案内  
- HSBC証券会社東京支店 保護預かり業務について**

欧州連合の証券集中保管機関規則（以下「CSDR」）は、現在、欧州経済領域（以下「EEA」）全域で施行されています。CSDRでは、証券集中保管機関（以下「CSD」）が、国の管轄当局（原則として国の規制当局）から認可を取得することが義務付けられています。CSDが認可を受けると、CSDRの大部分がCSDのために効力を生じます。EEAのほとんどの国のCSDについて、この認可は2019年に行われており、英国含むその他の国は、2020年に行われる予定です。

CSDの認可後に発効するCSDR第38条(5)の影響の一つとして、EEAにおけるCSD、Euroclear Bank SA/NVを通じてお客様の有価証券を保有するCSD参加者としてのHSBC証券会社東京支店（以下「当社」又は「HSBC」）が、お客様に対し、お客様の有価証券をCSDで個別顧客分別管理口座（以下「ISA」）又は共同顧客分別管理口座（以下「OSA」）の少なくともいずれかで保有する選択肢を提供し、それぞれに関連するコストとリスクをお客様に通知することを義務付けています。また、CSDR第38条(6)は、口座が提供する異なる水準の分別管理に関連する保護の内容及び潜在的なコストを開示し、これらのサービスを合理的な商業条件で提供することを義務付けています。口座が提供する異なる水準の分別管理に関連する保護の内容及び潜在的なコストは、HSBCグループのウェブサイト

<https://www.gbm.hsbc.com/financial-regulation/market-structure/csd/account-segregation>で公開されているHSBCのCSDR第38条(6)「CSD参加者のリスクに係る開示」及びCSDR第38条(6)「CSD参加者のコストに係る開示」に記載されています。

HSBCがEEAにおけるCSDの参加者である場合を除き、当社はISA及びOSAの選択肢を提供することを義務付けられません。かかる提供は、当社がサブカストディアンを通じてお客様のために保有する有価証券に関しては行われず、この場合はサブカストディアンがお客様の有価証券についてのCSD参加者となります。

したがって、当社はCSDR第38条(5)に従い、お客様の有価証券をISA又はOSAで保有する選択肢をお客様に提供いたします。当社がEEAにおけるCSDの参加者として、お客様のためにお客様の資産として保有する有価証券について、以下に該当する場合は当社にご連絡ください。

- 現在、お客様の有価証券がOSAで保有されている場合、当該有価証券を保有するために1つ以上のISAをCSDレベルで設定することを希望する。
- 現在、お客様の有価証券がISAで保有されている場合、当該有価証券を保有するため、CSDレベルでOSAに有価証券のいずれかを移管することを希望する。

CSDレベルで口座管理方法を変更されたい場合は、当社担当マーケット業務部（[mktsopscsdr@hsbc.co.jp](mailto:mktsopscsdr@hsbc.co.jp)）までご連絡ください。関連費用が発生する場合は別途ご連絡いたします。口座管理方法を現状のままにしておきたい場合は、ご連絡の必要はありません。

CSDRに関してご質問がある場合、またCSDRが当社との取引に及ぼす影響については、HSBCのマーケット業務部（[mktsopscsdr@hsbc.co.jp](mailto:mktsopscsdr@hsbc.co.jp)）にお問合せください。

以上